

弁護士法人千瑞穂法律事務所報酬等基準

(日本弁護士連合会報酬基準(平成7年10月施行,平成13年5月改定)に準ずる)

種類	相談種類	相談料金
1. 法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5000円から1万円の範囲内の一定額
	一般法律相談料	30分ごとに5000円から2万5000円の範囲内の額
	※初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談（事業に関する法律相談を除く） ※一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談	
2. 書面による鑑定	鑑定料	事案が特に複雑又は特殊でないときは10万円から30万円 ※特に複雑又は特殊な事情があるときは依頼者と協議

※経済的利益とは事件処理によって確保しようとする依頼者の経済的利益のこと

民事事件

	経済的利益	着手金	報酬金	備考
1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く） 非訟事件 家事審判事件 行政審判事件 仲裁事件	～300万円	8%（最低額10万円）	16%	※事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。 ※算定不能の場合の経済的利益の額は800万円とする
	300万円～ 3,000万円	5%+9万円	10%+18万円	
	3,000万円～ 3億円	3%+69万円	6%+138万円	
	3億円～	2%+369万円	4%+738万円	
2. 調停事件及び示談交渉事件	1. に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。			※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、原則として1. 又は5. の額の2分の1 ※着手金の最低額10万円

3. 契約締結交渉	経済的利益	着手金	報酬金	※事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。
	～300万円	2%（最低額10万円）	4%	
	300万円～3,000万円	1%+3万円	2%+6万円	
	3,000万円～3億円	0.5%+18万円	1%+36万円	
	3億円～	0.3%+78万円	0.6%+156万円	
4. 督促手続事件	経済的利益	着手金	報酬金	※事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。 ※訴訟に移行したときの着手金は、1. 又は5. の額と上記の額の差額とする。
	～300万円	2%（最低額5万円）	1. 又は5. の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる ※具体的な回収のために民事執行事件を受任するときは、その着手金として、1. の額の3分の1、報酬金として4分の1を別に受けることができる	
	300万円～3,000万円	1%+3万円		
	3,000万円～3億円	0.5%+18万円		
	3億円～	0.3%+78万円		
5. 手形・小切手 訴訟事件	経済的利益	着手金	報酬金	※事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。 ※訴訟に移行したときの着手金は、1. の額と右記の額の差額。報酬金は1. に準ずる
	～300万円	4%（最低額5万円）	8%	
	300万円～3,000万円	2.5%+4.5万円	5%+9万円	
	3,000万円～3億円	1.5%+34.5万円	3%+69万円	
	3億円～	1%+184.5万円	2%+369万円	
6. 離婚事件	事件の内容		着手金及び報酬金	
	離婚調停・交渉事件、離婚仲裁センター事件		20万円から50万円の範囲内の額	
	離婚訴訟事件		30万円から60万円の範囲内の額	

	<p>※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1</p> <p>※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1</p> <p>※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に1. 又は2. による。</p> <p>※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減できる。</p>				
7. 境界に関する事件	着手金及び報酬金	30万円から60万円の範囲内の額			
※調停及び示談交渉の場合は、右の額をそれぞれ3分の2に減額することができる	<p>※1. の額が上記の額より上回るときは、1. による。</p> <p>※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減できる。</p>				
8. 借地非訟事件	借地権の額	5,000万円以下の場合		5,000万円を超える場合	
※調停及び示談交渉は右に準ずる。ただし、着手金及び報酬金の額を3分の2に減額することができる	着手金	20万円から50万円の範囲内の額		左記の額に5,000万円を超える部分の5%を加算した額	
※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から借地非訟事件を受任するときの着手金は、右の着手金の額の2分の1とする	報酬金	申立	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1. による。	
相手方の介入権認容			財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1. による。		
相手方		申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1. による。		
		賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1. による。		
財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1. による。				
9. 保全命令申立事件等	着手金	基本	1. の着手金の額の2分の1	(最低額10万円)	<p>※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に請求できる</p> <p>※保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、左記とは別に着手金及び報酬金を受けることができる。その額は、10. に準ずる</p>
審尋又は口頭弁論を経たとき		1. の着手金の額の3分の2			
報酬金		事件が重大又は複雑なとき	1. の報酬金の額の4分の1		
審尋又は口頭弁論を経たとき		1. の報酬金の額の3分の1			

	本案の目的を達成したとき	1. の報酬金に準じて受けすることができる		
10. 民事執行事件	分類	着手金	報酬金	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に請求できる。ただし、この場合の着手金は1. の額の3分の1を限度とする
	民事執行事件	1. の着手金の額の2分の1（最低額5万円）	1. の報酬金の額の4分の1	
	執行停止事件	1. の着手金の額の2分の1（最低額5万円）	事件が重大又は複雑なときのみ 1. の報酬金の額	
11. 倒産整理事件	着 手 金		報 酬 金	
※着手金は、資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じて定める ※報酬金の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。	(1) 事業者の自己破産事件	50万円以上	1. を準用する。ただし(1) (2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る	
	(2) 非事業者の自己破産事件	20万円以上		
	(3) 自己破産以外の破産事件	50万円以上		
	(4) 会社整理事件	100万円以上		
	(5) 特別清算事件	100万円以上		
	(6) 会社更生事件	200万円以上		
12. 民事再生事件	着 手 金		報 酬 金	
	事業者の民事再生事件	100万円以上	1. を準用する。経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、月額弁護士報酬の額も考慮する。	
	非事業者の民事再生事件	30万円以上		
	小規模個人再生事件及び			
	給与取得者等再生事件	20万円以上		
※再生手続き開始から終了までの執務の対価として、依頼者と協議の上、月額の弁護士報酬の額を定めることができる。				

13. 任意整理事件 (11. 及び12. の各事件 に該当しない債務整理 事件)	着 手 金	事業者の任意整理		50万円以上		※ 着手金は、資本金、資産、負 債額、関係人の数等事件の規模 に応じて定める イ ※配当源資額＝債務者の弁済に 供すべき金員又は代物弁済に供 すべき資産の価額		
		非事業者の任意整理		20万円以上				
	報 酬 金	イ 事件が 清算により 終了したと き	弁護士 の債権 取立、 資産売 却等に より集 めた配 当源資 額	～500万円	15%			
				500万円 ～1000万円	10%+25万円			
				1000万円 ～5000万円	8%+45万円			
				5000万円 ～1億円	6%+145万円			
				1億円 ～	5%+245万円			
				依頼者 及び依 頼者に 準ずる 者から 任意提 供を受 けた配 当源資 額	～5000万円			3%
					5000万円 ～1億円			2%+50万円
					1億円 ～			1%+150万円
	ロ 事件が債務の減 免、履行期限の猶予 又は企業継続等によ り終了したとき	11. の報酬金に準ずる						
	ハ 裁判上の手続を 要したとき	イ、ロに定めるほか、相応の報 酬金を受領できる		ハ ※相応の報酬金＝当該裁判手続 の報酬金基準による				

14. 行政上の不服申立事件	着手金	基本	1. の着手金の額の 3分の2	(最低額10万円)	※ 行政上の不服申立事件＝行政上の審査請求，異議申立，再審査請求，その他の不服申立事件
		審尋又は口頭弁論を経たとき	1. に準ずる		
	報酬金	基本	1. の報酬金の額の2分の1		
		審尋又は口頭弁論を経たとき	1. に準ずる		

刑事事件	事件等	着手金		報酬金		備考
		起訴前	起訴後	不起訴	求略式命令	
1. 事案簡明な刑事事件	起訴前	20万円～50万円	不起訴	20万円～50万円	※ 事案簡明な刑事事件＝特段の事件の複雑さ，困難さ又は煩雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いがない情状事件，起訴後については公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く），上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう	
			求略式命令	上記を超えない額		
		20万円～30万円	刑の執行猶予	20万円～50万円		
			刑の軽減	上記を超えない額		
	2. 事案簡明でない刑事事件	起訴前	30万円以上	不起訴	30万円以上	※同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる
				求略式命令	30万円以上	
起訴後	30万円以上	無罪	50万円以上			
		刑の執行猶予	30万円以上			

			刑の軽減	軽減の程度による相当額	※追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される時は着手金及び報酬金を減額することができる
			検察官上訴棄却	30万円以上	※検察官上訴の取下げ又は免除，控訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は，費や
	3. 再審請求事件	30万円以上	30万円以上		
	4. 保釈，その他	依頼者との協議により被告事件及び被疑事件のものとは別に相当な額を受けることができる			※ その他＝勾留の執行停止，抗告，即時抗告，準抗告，特別抗告，勾留理由開示等の申立
	5. 告訴，その他	1件につき10万円以上	依頼者との協議により受けることができる		※ その他＝告発，検察官審査の申立，仮釈放，仮出獄，恩赦等の手続
少年事件	事件等	着手金	報酬金		備考
	1. 家庭裁判所送致前及び送致後	20万円～50万円	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	20万円以上	※家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境調整に要する手数の繁簡，身柄付の観護措置の有無，試験観察の有無等を考慮し，事件の重大性等により増減額することができる
	2. 抗告，再抗告及び保護処分の取消		その他	20万円～50万円	
	3. 逆送	刑事事件の1.及び2.による。ただし，同一弁護士が受任する場合の着手金は，送致前の執務量を考慮して，受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる			※同一事件が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる ※追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される時着手金及び報酬金を減額することができる

裁判上の手数料	事件等 (手数料の項目)	分類	弁護士報酬の額 (手数料)		備考
	1. 証拠保全	基本	20万円+民事事件1.の着手金の額の10%		
	特に複雑又は特殊	依頼者との協議により定める額			
2. 即決和解	示談交渉を要しない場合	経済的 利益の 額	～300万円	10万円	※ 本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない
			300万円	1%+7万円	
			～3000万円		
			3000万円 ～3億円	0.5%+22万円	
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として民事事件2.6.8による			
3. 公示催告		2.の示談交渉を要しない場合と同額			
4. 倒産整理事件の 債権届出	基本	5万円～10万円			
	特に複雑又は特殊	依頼者との協議により定める額			
5. 簡易な家事審判		10万円～20万円		※ 家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの	

裁判 外 の 手 数 料	事件等 (手数料の項目)	分類		弁護士報酬の額 (手数料)		備考		
	1. 法律関係調査	基本			5万円～20万円		※ 事実関係の調査を含む	
	特に複雑又は特殊			依頼者との協議により定める額				
2. 契約書類及びこれに準ずる書面の作成	定型			経済的 利益 の 額	～1000万円	5万円～10万円		
					1000万円 ～1億円	10万円～30万円		
					1億円～	30万円以上		
	非定型	基本				～300万円		10万円
						300万円 ～3000万円		1%+7万円
						3000万円 ～3億円		0.3%+28万円
						3億円～		0.1%+88万円
		特に複雑 又は特殊			依頼者との協議により定める額			
	公正証書にする場合				上記手数料+3万円			
3. 内容証明郵便の作成	弁護士名 表示なし				基本	1万円～3万円		
					特に複雑 又は特殊	依頼者との協議により定める額		
	弁護士名 表示あり					基本	3万円～5万円	
						特に複雑 又は特殊	依頼者との協議により定める額	
4. 遺言書作成	定型			10万円～20万円				
	非定型	基本		経済的 利益	～300万円	20万円		
					300万円	1%+17万円		
					3000万円 ～3億円	0.3%+38万円		
					3億円～	0.1%+98万円		

		特に複雑 又は特殊	依頼者との協議により定める額		
	公正証書にする場合		上記手数料+3万円		
5. 遺言執行	基本	経済的 利益 の 額	～300万円	30万円	
			300万円 ～3000万円	2%+24万円	
			3000万円 ～3億円	1%+54万円	
			3億円～	0.5%+204万円	
	特に複雑又は特殊		受遺者との協議により定める額		
	裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に裁判手続に 要する弁護士報酬請求できる		
6. 会社設立等	設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算	資本 額	～1000万円	4%	※ 資本額等=資本額若しくは 総資産額のうち高い額又は 増減資額 ※ 最低額 =合併, 分割 200万円 通常清算 100万円 その他の手続 10万円
			1000万円 ～2000万円	3%+10万円	
			2000万円 ～1億円	2%+30万円	
			1億円～2億円	1%+130万円	
			2億円～20億 円	0.5%+230万円	
			20億円～	0.3%+630万円	
7. 会社設立等以外 の登記	申請手続		1件5万円 (事案によって増減できる)		
	交付手続		1通1000円 (登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等)		
8. 株主総会等指導	基本		30万円以上		
	総会準備も指導する場合		50万円以上		
9. 現物出資等証明	(商法第173条第3項及び 有限会社法第12条の2第3 項等に基づく証明)		1件30万円		※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易, 繁簡等を 考慮して増減できる

10. 簡易な自賠請求	(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	給付金	150万円以下の場合	3万円	※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減できる
			150万円超える場合	給付額の2%	
11. 任意後見及び財産管理・身上監護	<p>(1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料 裁判外の手数料1.を準用する</p> <p>(2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額5000円～5万円 (ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額3万円～10万円</p> <p>※ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができる</p> <p>(3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1回あたり5000円～3万円</p>				
12. 顧問料	事業者の場合	月額5万円以上			※ 事業者につき、事業の規模及び内容等を考慮して減額可
	非事業者の場合	年額6万円（月額5000円）以上			
13. 日当	半日	3万円～5万円			半日（往復2時間を超え4時間まで）
	一日	5万円～10万円			一日（往復4時間を超える場合）